

群馬大学共同教育学部附属小学校校則

平成 16. 4. 1 制定
改正 平成 17. 4. 1 平成 19. 12. 26
平成 20. 4. 1 平成 22. 4. 1
平成 23. 4. 1 平成 24. 4. 1
平成 26. 4. 1 令和 2. 4. 1
令和 7. 4. 1

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 群馬大学共同教育学部附属小学校（以下「本校」という。）は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、普通教育のうち基礎的なものを施し、かつ小学校教育の理論及び実際に関する研究並びに実証に寄与するとともに、共同教育学部学生の教育実習の実施に当たることを目的とする。

(修業年限)

第 2 条 本校の修業年限は、6 年とする。

(学級及び定員)

第 3 条 本校の学級及び定員は、次のとおりとする。

学 年	学級数	学級定員	総定員
第 1 学年	3	35	105
第 2 学年	3	35	105
第 3 学年	3	35	105
第 4 学年	3	35	105
第 5 学年	3	35	105
第 6 学年	3	35	105
計	18		630

(職員組織)

第 4 条 本校に、次の職員を置く。

校 長
教 頭
主幹教諭
教 諭
養護教諭
事務職員

- 2 校長の選考については、別に定める。
- 3 教頭及び主幹教諭は、教諭のうちから、校長の推薦を受け、学長が命ずる。
- 4 本校に、教務主任、学年主任、その他の主任等及び司書教諭を置き、本校の教諭を

もって充てる。

5 校務分掌については、別に定める。

(職員会議)

第5条 本校に、職員会議を置く。

2 職員会議に関し必要な事項は、別に定める。

(学校評議員)

第6条 本校に、学校評議員を置く。

2 学校評議員に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 教育課程

(教育課程)

第7条 本校の教育課程は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に基づき、校長が編成する。

第3章 学年，学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第9条 学年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

春季休業 4月1日から4月7日まで

夏季休業 7月21日から8月31日まで

冬季休業 12月23日から翌年1月7日まで

学年末休業 3月23日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、校長が必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第4章 入学，休学，転学，退学及び出席停止

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。

(転入学)

第11条の2 校長は、欠員がある場合に限り、転入学を許可することができる。

2 転入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。

(入学願)

第 12 条 入学（転入学を含む。以下同じ。）を志願する者の保護者は、入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第 13 条 入学者の選考は、別に定めるところにより行う。

(入学手続)

第 14 条 前条により合格した者の保護者は、所定の書類を提出しなければならない。

(入学許可)

第 15 条 入学の許可は、所定の手続を経た者に対し、校長が行う。

(欠席等)

第 16 条 児童が病気等のため欠席、遅刻又は早退する場合は、保護者はその旨を校長に届け出なければならない。

2 前項において、長期にわたる病気等の場合は、診断書又は理由書を添えなければならない。

(通学区域)

第 17 条 本校に通学区域を設ける。

2 通学区域は、別に定める。

(住所等の変更届等)

第 18 条 保護者又は児童の住所等に変更があった場合は、速やかに校長に届け出なければならない。

(休学、転学又は退学)

第 19 条 やむを得ない理由により児童が休学、転学又は退学しようとする場合は、保護者はあらかじめその旨を校長に届け出なければならない。

2 休学期間中に、その理由がなくなったときは、保護者は直ちに校長に届け出て復学するものとする。

(出席停止)

第 20 条 校長は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

(1) 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

(2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

(3) 施設又は設備を損壊する行為

(4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 校長は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続に関し必要な事項は、校長が別に定めるものとする。

4 校長は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

(感染症による出席停止)

第 20 条の 2 校長は、感染症のため出席を停止させた方がよいと認められる児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

2 校長は、出席停止を命じた場合には、前条第 4 項の措置を講ずるものとする。

第 5 章 課程の修了及び卒業

(学習の評価)

第 20 条の 3 学習の評価に関する基準は、校長が別に定める。

(課程の修了及び卒業)

第 21 条 学年の修了及び卒業の認定は、児童の平素の成績を評価して、全教員による会議を経て校長が行う。

2 校長は、全課程を修了したと認定した者には、卒業証書を授与する。

第 6 章 検 定 料

(検定料)

第 22 条 検定料の額及び徴収方法は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）の定めるところによる。

(検定料の返還)

第 23 条 既納の検定料は、別に定めがある場合を除き、返還しない。

第 7 章 賞 罰

(表 彰)

第 24 条 他の模範とするに足ると認められた児童は、表彰することができる。

(懲 戒)

第 25 条 校長は、児童に対し、教育上必要と認めたときは、これを懲戒することがある。

2 懲戒は、訓告とし、文書により行う。

第 8 章 そ の 他

(雑 則)

第 26 条 この校則に定めるもののほか、本校の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(校則の改廃)

第 27 条 この校則の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。